

かつしか 区議会だより

第2回定例会

6月	13日	本会議（一般質問等）
	14日	議会運営委員会 本会議（一般質問、議案の付託等） 常任委員会
	15～17日	常任委員会
	20日	議会運営委員会理事会 常任委員会
	22～24日	特別委員会
	28日	議会運営委員会
	29日	本会議（議案の議決等） 常任委員会 特別委員会

NO.207 平成23年（2011年） 7月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎ 3695-1111 FAX 5698-1543

ウィーン市フロリズドルフ区の東日本大震災 義援金に対して深い謝意を表する決議を可決

今回の定例会では、8名の議員から区政一般質問が行われました。また、平成23年度一般会計補正予算第1号をはじめとする区長提出議案等12件と、友好都市であるウィーン市フロリズドルフ区の東日本大震災義援金

に対して深い謝意を表する決議、公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書など議員提出議案5件が可決されました。
このほか、請願1件が採択されました。



カルガモ親子（葛飾区役所内池）

可決された決議・意見書（要旨）

今回の定例会では次の決議1件・意見書4件を可決し、関係機関に送付しました。

ウィーン市フロリズドルフ区の東日本大震災義援金に対して深い謝意を表する決議
東日本大震災発災後、友好都市であるウィーン市フロリズドルフ区では、ハインツ・レーナー区長により、区民や在留邦人など多くの方が協力して街頭募金などを行い、在オーストリア日本大使館に寄託された。その際、ハインツ・レーナー区長は、「義援金はフロリズドルフと葛飾の長い友好関係の証である」との談話を表され、被災者支援の強い想いと、本区との揺るぎない友情も示された。葛飾区とフロリズドルフ区とは、一九八七年の友好都市提携以来、歴代区長の相互訪問など着実に交流を重ね、これら交流により芽生えた両区区民同士の友情が、今般の義援金活動の強い原動力となったことは、交流事業を推進してきた本区議会にとって喜びと感謝に絶えない。よってハインツ・レーナー区長、すべてのフロリズドルフ区民に対し、深甚なる謝意を表するとともに、フロリズドルフ区の限らない発展を祈念し、両区友好関係のさらなる発展に力を尽くすことを表明する。

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書

公立学校施設は、大規模地震などの非常災害時は地域住民の防災拠点としての中心的役割を担ってきたが、このたびの東日本大震災において、防災機能が十分に整備されていないなどの問題も浮き彫りになった。国は毎年、耐震化等の予算を講じてきたが、防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていない。よって、政府に対し次の事項を強く求める。①今回の大震災で明らかになった防災機能の課題について、過去の大規模災害を参考にしつつ十分な検証を行うこと②公立学校施設が避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成し、地方公共団体に周知徹底を図り、整備向上を促すこと③公立学校施設の防災機能の整備状況を適宜把握し公表すること④防災機能向上の先進事例を収集し地方公共団体に情報提供すること⑤防災機能向上に活用できる国の財政支援制度を、地方公共団体が利用しやすいよう制度を集約し、窓口を一元化すること

東日本大震災からの早期復旧・復興を求める意見書

東日本大震災は歴史上類例を見ない、広域かつ複合的災害であり、一元的かつ総合的な機関を設置し、既存の枠組みを超えた法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が必要である。また、生活インフラ、経済インフラ等の整備費用をはじめとする、復興に向けた補正予算の早期成立により、被災者に安心を与え、自治体が躊躇なく的確な事業を実施できる。更に、放射線に対する住民の不安を払拭するため、放射線のモニタリングを速やかに行うべきである。よって政府に対し、東日本大震災から一刻も早く復旧・復興するため、速やかにこれらの施策を講ずることを強く求める。

全面の電力需給対策に関する意見書

東日本大震災に伴い、夏場の電力不足問題は全国的な問題に発展している。電力供給力不足は国民生活や日本経済全体に大きな影響を及ぼす。政府の対策は節電を呼びかけるばかりで、節電のインセンティブが働くような施策が盛り込まれていない。予算措置を含めた電力需給対策を早急に打ち出すべきであり、国会及び政府に対し、次の項目を速やかに実現するよう強く求める。①自家発電設備、太陽光発電・蓄電池、太陽熱利用システム導入補助の大幅拡充②LED照明設備導入補助、エコポイント制度検討、国民が節電のメリットを実感できる施策の早急な実施③電力需給の逼迫が長期化することを踏まえた法制度の運用改善を早急に検討し、必要事項を実施すること

民間建築物の耐震化の推進を求める意見書

東日本大震災は大きな爪痕を残しているが、東京湾北部地震や東海地震などの切迫性が指摘されている。地震から生命、財産を守るには地震に耐えられる建築物にすることが有効であるが、件数の多い民間の木造建築物の耐震化は喫緊の課題である。各地方自治体では、独自の支援策を取り入れているが、耐震化率を早急に高めるためには、国が責任をもって補助金額の上限引き上げや適用範囲の拡大等、更なる支援・補助が必要である。よって、政府に対して次の事項を強く求める。①旧耐震基準以前の建築物について、耐震診断・改修・補強の補助、適用範囲の拡大を行うこと②旧耐震基準以前の建築物について、建替えの費用補助をすること③「東京都防災都市づくり推進整備地区」の範囲を東京都全域に拡大すること

政治家の寄附は、禁止されています。また、暑中見舞等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。